

平成27年度決算に基づく
健全化判断比率等審査意見書

熊本市監査委員

熊監発第118号
平成28年8月4日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市監査委員 家 入 安 弘

熊本市監査委員 坂 田 誠 二

熊本市監査委員 飯 銅 芳 明

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

平成27年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成27年度熊本市決算における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

目 次

健全化判断比率等審査意見

第1	審査の概要	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の結果	2
1	健全化判断比率について	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
(2)	健全化判断比率の算定項目の前年度比較表	3
2	資金不足比率について	5
(1)	資金不足比率の状況	5
(2)	資金不足比率の算定項目の前年度比較表	5

参考資料

資料1	指定都市の状況（前年度）	8
資料2	健全化判断比率の推移	10
資料3	交通事業会計の資金不足比率の推移	11
資料4	用語の解説	12

注 意 事 項

各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「－」… 記載すべき比率、数値がないことを表すもの。

「△」… 数値の減少を表すもの。

(関係条文)

地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(健全化判断比率の公表等)

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

(資金不足比率の公表等)

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

健全化判断比率等審査意見

第1 審査の概要

この健全化判断比率等審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の対象

審査の対象とした比率は、平成27年度熊本市決算における健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び公営企業会計決算における資金不足比率であり、各比率で適用する本市における会計区分は次のとおりである。

会計区分

会計区分			健全化指標の適用範囲		
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率 将来負担比率
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計			
		産業振興資金会計			
		都市開発資金貸付事業会計			
		熊本駅西土地地区画整理事業会計			
		植木中央土地地区画整理事業会計			
		奨学金貸付事業会計			
		公債管理会計			
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	
	国民健康保険会計				
	介護保険会計				
	後期高齢者医療会計				
	競輪事業会計				
	地下駐車場事業会計				
公営企業会計	法非適	食肉センター会計	資金不足比率	準元利償還金の対象会計	
		農業集落排水事業会計			
		食品工業団地用地会計			
	法適用	病院事業会計			
		水道事業会計			
		工業用水道事業会計			
		下水道事業会計			
		交通事業会計			

第3 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 健全化判断比率の状況

平成27年度熊本市決算における健全化判断比率は次のとおりである。

健全化判断比率及び早期健全化基準

(単位：%)

	平成27年度	平成26年度	早期健全化基準
ア 実質赤字比率	—	—	11.25
イ 連結実質赤字比率	—	—	16.25
ウ 実質公債費比率	9.6	9.9	25.0
エ 将来負担比率	125.5	122.4	400.0

ア 実質赤字比率について

平成27年度決算における一般会計等の実質収支額は4,098,080千円の黒字であり、実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準11.25%を下回っている。

イ 連結実質赤字比率について

平成27年度決算における一般会計等に公営事業会計（公営企業会計を含む。）を加えた連結実質収支額は26,675,967千円の黒字であり、連結実質赤字額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、早期健全化基準16.25%を下回っている。

ウ 実質公債費比率について

平成27年度決算における実質公債費比率は前年度より0.3ポイント低下しており9.6%となっている。したがって、早期健全化基準25.0%を下回っている。

エ 将来負担比率について

平成27年度決算における将来負担比率は125.5%であり、前年度より3.1ポイント上昇しているが、早期健全化基準400.0%を下回っている。

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(指定都市の状況及び健全化判断比率の推移は、資料1、2を参照)

(2) 健全化判断比率の算定項目の前年度比較表

平成27年度決算における健全化判断比率と平成26年度決算における健全化判断比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

実質赤字比率

(単位：千円、%)

	平成27年度	平成26年度	差引増減
実質赤字比率	—	—	—
一般会計等の実質赤字額	△ 4,098,080	△ 3,007,255	△ 1,090,825
一般会計	△ 3,831,599	△ 2,822,147	△ 1,009,452
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	△ 123,641	△ 78,198	△ 45,443
産業振興資金会計	△ 102,546	△ 66,435	△ 36,111
都市開発資金貸付事業会計	0	—	—
熊本駅西土地区画整理事業会計	△ 25,021	△ 25,105	84
植木中央土地区画整理事業会計	△ 15,015	△ 15,012	△ 3
奨学金貸付事業会計	△ 258	△ 358	100
公債管理会計	0	0	—

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

連結実質赤字比率

(単位：千円、%)

	平成27年度	平成26年度	差引増減
連結実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字額	△ 26,675,967	△ 24,809,935	△ 1,866,032
一般会計等の実質赤字額	△ 4,098,080	△ 3,007,255	△ 1,090,825
国民健康保険会計	4,066,532	2,046,042	2,020,490
介護保険会計	△ 1,588,160	△ 1,117,978	△ 470,182
後期高齢者医療会計	△ 252,206	△ 240,726	△ 11,480
競輪事業会計	△ 331,686	△ 220,456	△ 111,230
地下駐車場事業会計	△ 3,694	△ 890	△ 2,804
食肉センター会計	0	△ 9,400	9,400
農業集落排水事業会計	△ 4,737	△ 4,892	155
食品工業団地用地会計	△ 553	△ 552	△ 1
病院事業会計	△ 1,210,195	△ 1,792,759	582,564
水道事業会計	△ 11,918,079	△ 11,548,787	△ 369,292
下水道事業会計	△ 10,514,013	△ 9,970,720	△ 543,293
工業用水道事業会計	△ 15,521	△ 14,969	△ 552
交通事業会計	△ 805,575	1,073,407	△ 1,878,982

(注) 表中、負の値(△)で示した額は黒字であることを表す。

実質公債費比率

(単位：千円、%)

	平成27年度			平成26年度	差引増減
実質公債費比率	9.6			9.9	△ 0.3
	平成27年度	平成26年度	平成25年度	/	/
単年度比率	9.592	9.379	10.000		
地方債の元利償還金(A)	31,644,457	32,130,966	32,519,578		
準元利償還金等(B)	8,066,045	8,067,805	7,758,009		
(A)(B)に充てられる特定財源	6,477,041	6,446,106	6,426,077		
(A)(B)に係る基準財政需要額算入額	19,879,884	20,632,308	19,861,000		
標準財政規模	159,090,833	160,524,751	159,765,089		

(注) 実質公債費比率の算定は当該年度を含めた3ヶ年の平均で算定するため、各年度の数値を記載している。

将来負担比率

(単位：千円、%)

	平成27年度		平成26年度	差引増減
将来負担比率	125.5		122.4	3.1
将来負担額	488,491,990		476,592,475	11,899,515
地方債現在高	366,705,987		350,443,344	16,262,643
公営企業債等繰入見込額	78,385,603		78,989,923	△ 604,320
退職手当負担見込額	40,682,049		44,003,115	△ 3,321,066
組合負担等見込額	149,938		228,959	△ 79,021
債務負担行為に基づく支出予定額	2,568,413		2,927,134	△ 358,721
充当可能財源等	313,773,872		305,330,519	8,443,353
充当可能基金	13,385,087		15,127,822	△ 1,742,735
充当可能特定歳入	28,075,613		28,118,833	△ 43,220
基準財政需要額算入見込額	272,313,172		262,083,864	10,229,308

標準財政規模

(単位：千円)

	平成27年度	平成26年度	差引増減
標準財政規模	159,090,833	160,524,751	△ 1,433,918

2 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の状況

平成27年度公営企業会計決算における資金不足比率は次のとおりである。

資金不足比率及び経営健全化基準

(単位：%)

	平成27年度	平成26年度	経営健全化基準
病院事業会計	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	
下水道事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
交通事業会計	—	58.3	
食肉センター会計	—	—	
農業集落排水事業会計	—	—	
食品工業団地用地会計	—	—	

平成27年度公営企業会計決算では、全ての会計で資金不足額が発生していないことから記載すべき比率はない。したがって、経営健全化基準20.0%を下回っている。

交通事業会計では平成26年度公営企業決算まで資金不足額が発生し、資金不足比率は58.3%であったが、平成27年度においては資金不足が解消されている。

(交通事業会計の資金不足比率の推移は、資料3を参照)

(2) 資金不足比率の算定項目の前年度比較表

平成27年度決算における資金不足比率と平成26年度決算における資金不足比率の比較及び同比率の算定根拠となる主な基礎数値の比較については次のとおりとなっている。

資金不足比率

(単位：千円、%)

項目		平成27年度	平成26年度	差引増減	
法適用事業	病院事業会計	資金不足額	△ 1,210,195	△ 1,792,759	582,564
		流動負債額	3,017,248	2,743,536	273,712
		流動資産額	4,227,443	4,536,295	△ 308,852
		解消可能資金不足額			—
		事業規模	12,323,950	12,629,433	△ 305,483
		資金不足比率	—	—	—
	水道事業会計	資金不足額	△ 11,918,079	△ 11,548,787	△ 369,292
		流動負債額	1,825,063	1,493,095	331,968
		流動資産額	13,743,142	13,041,882	701,260
		解消可能資金不足額			—
		事業規模	12,168,009	12,162,061	5,948
		資金不足比率	—	—	—
	下水道事業会計	資金不足額	△ 10,514,013	△ 9,970,720	△ 543,293
		流動負債額	3,085,662	2,974,114	111,548
		流動資産額	13,599,675	12,944,834	654,841
		解消可能資金不足額			—
		事業規模	11,520,446	11,392,814	127,632
		資金不足比率	—	—	—
	工業用水道事業会計	資金不足額	△ 15,521	△ 14,969	△ 552
		流動負債額	108	977	△ 869
流動資産額		15,629	15,946	△ 317	
解消可能資金不足額				—	
事業規模		2,777	2,890	△ 113	
資金不足比率		—	—	—	
交通事業会計	資金不足額	△ 805,575	1,073,407	△ 1,878,982	
	流動負債額	654,367	1,335,835	△ 681,468	
	流動資産額	1,459,942	262,428	1,197,514	
	解消可能資金不足額	0	0	0	
	事業規模	1,512,523	1,840,937	△ 328,414	
	資金不足比率	—	58.3	—	

項目		平成27年度	平成26年度	差引増減	
法非適用事業 (宅造事業外)	食肉センター 会計	資金不足額	0	△ 9,400	9,400
		歳出額	144,044	160,831	△ 16,787
		歳入額	144,044	170,231	△ 26,187
		解消可能資金不足額			—
		事業規模	12,262	15,642	△ 3,380
	資金不足比率		—	—	—
	農業集落排水 事業会計	資金不足額	△ 4,737	△ 4,892	155
		歳出額	190,713	177,833	12,880
		歳入額	195,450	182,725	12,725
		解消可能資金不足額			—
事業規模		29,032	33,409	△ 4,377	
資金不足比率		—	—	—	
法非適用事業 (宅造事業)	食品工業団地 用地会計	資金不足額	△ 553	△ 552	△ 1
		歳出額	67,158	70,016	△ 2,858
		地方債残高	0	0	0
		歳入額	67,711	70,568	△ 2,857
		土地収入見込額			—
		解消可能資金不足額			—
		事業規模	553	552	1

(注) 表中、資金不足額欄において負の値(△)で示した額は資金剰余が生じていることを表す。

参考資料

資料1 政令指定都市の状況（前年度）

平成26年度決算に基づく健全化判断比率の状況（総務省ホームページより抜粋）

（単位：％）

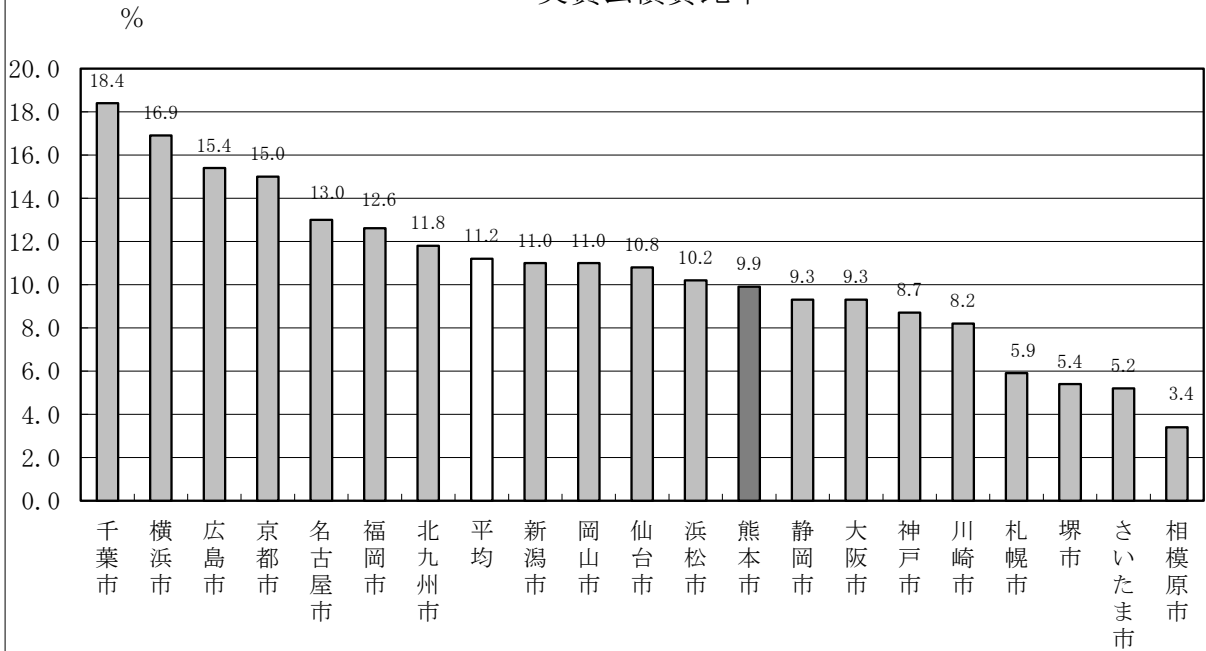
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
札幌市	—	—	5.9	72.1
仙台市	—	—	10.8	133.2
さいたま市	—	—	5.2	26.9
千葉市	—	—	18.4	231.8
横浜市	—	—	16.9	182.5
川崎市	—	—	8.2	115.3
相模原市	—	—	3.4	40.2
新潟市	—	—	11.0	135.1
静岡市	—	—	9.3	69.9
浜松市	—	—	10.2	—
名古屋市	—	—	13.0	153.9
京都市	—	—	15.0	228.9
大阪市	—	—	9.3	141.8
堺市	—	—	5.4	21.9
神戸市	—	—	8.7	86.1
岡山市	—	—	11.0	43.4
広島市	—	—	15.4	228.0
北九州市	—	—	11.8	174.3
福岡市	—	—	12.6	168.0
熊本市	—	—	9.9	122.4
平均	—	—	11.2	132.4

平成26年度決算に基づく政令指定都市の健全化判断比率は上記のとおりであり、実質公債費比率の平均が11.2％、将来負担比率の平均が132.4％であった（いずれも加重平均）。

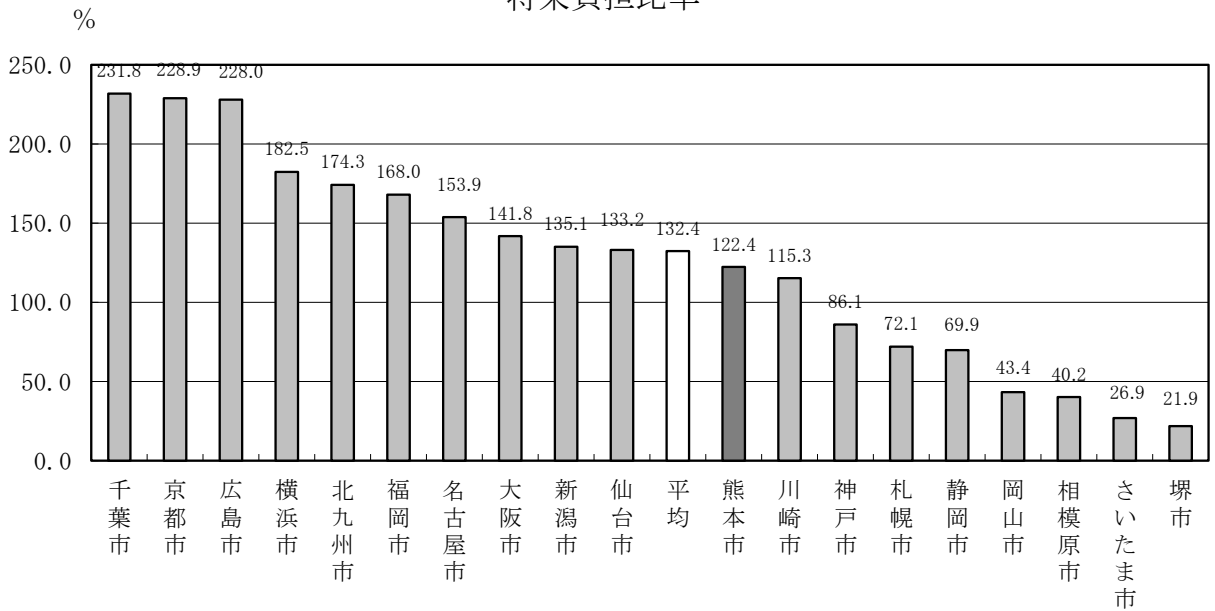
熊本市の平成26年度の実質公債費比率は9.9％、将来負担比率は122.4％であり、両比率ともに指定都市の平均を少し下回る結果であった。

なお、平成27年度の実質公債費比率は9.6％、将来負担比率は125.5％となっている。

実質公債費比率



将来負担比率

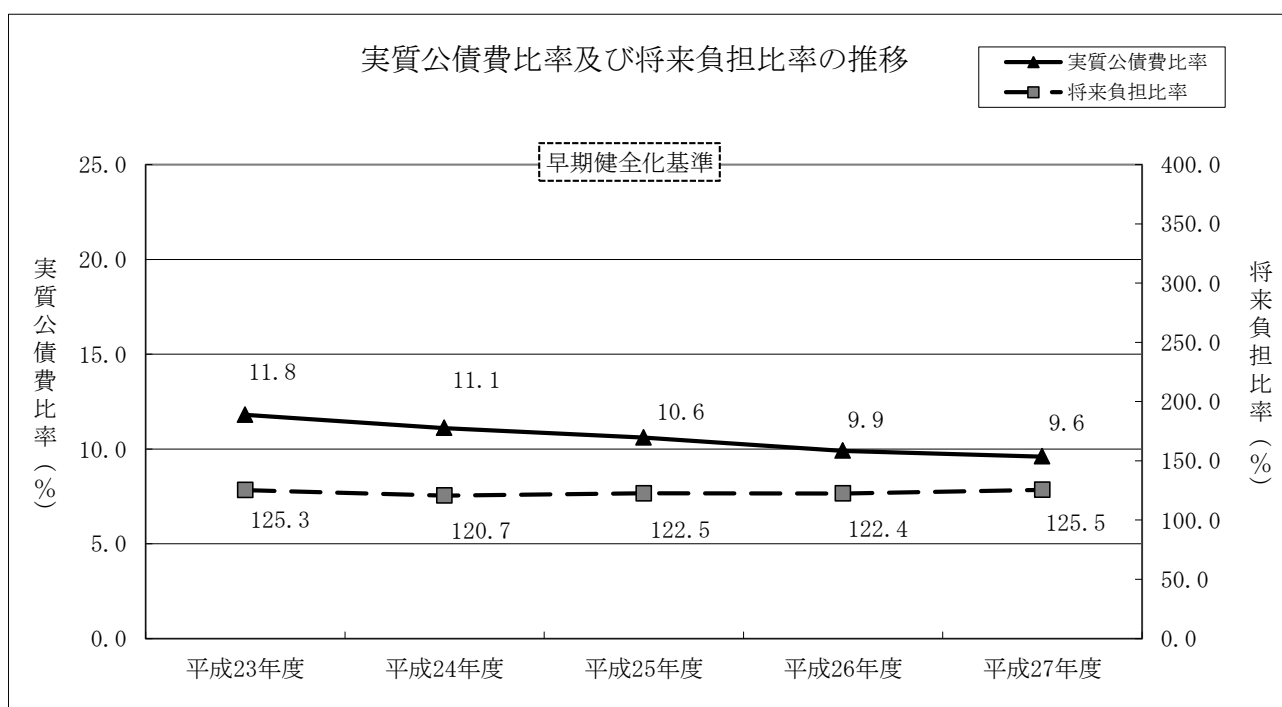


資料2 健全化判断比率の推移

熊本市決算における過去5年間の健全化判断比率の推移

(単位:%)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実質赤字比率	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—
実質公債費比率	11.8	11.1	10.6	9.9	9.6
将来負担比率	125.3	120.7	122.5	122.4	125.5

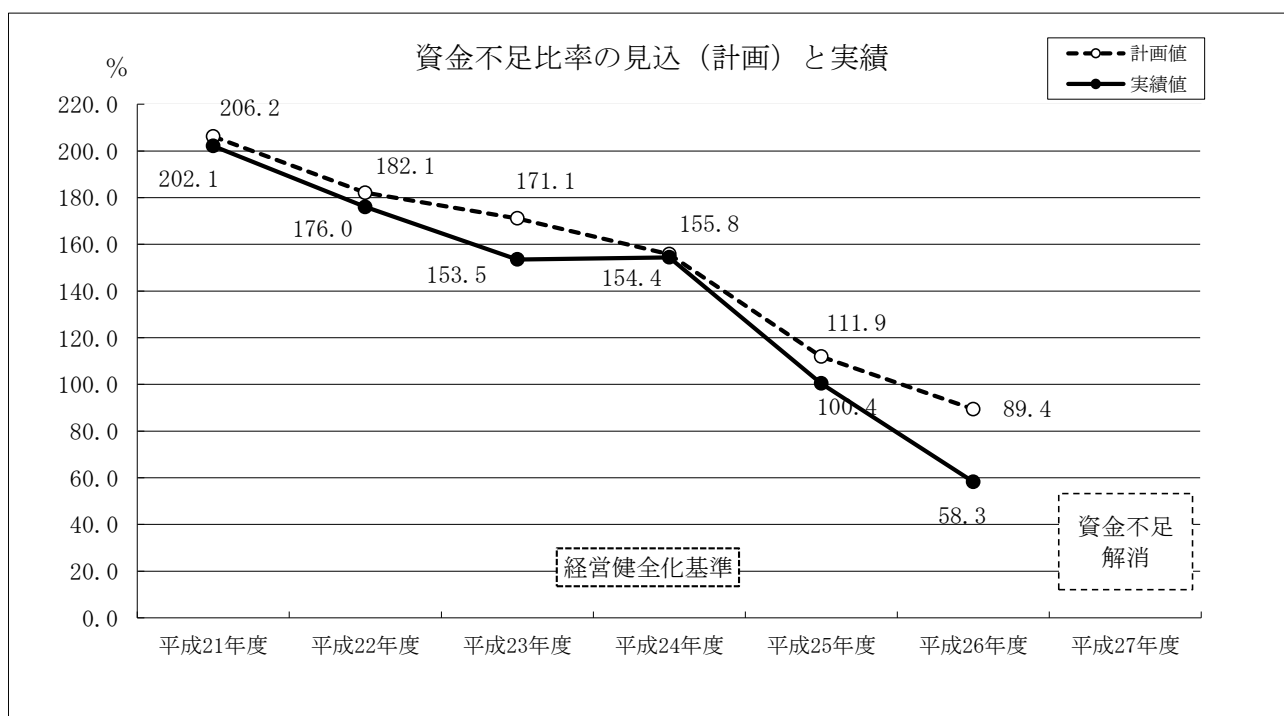


資料3 交通事業会計の資金不足比率の推移

熊本市交通事業会計決算における資金不足比率の状況

(単位:%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
計画値	206.2	182.1	171.1	155.8	111.9	89.4	—
実績値	202.1	176.0	153.5	154.4	100.4	58.3	—



資料4 用語の解説

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。地方公共団体はこの健全化判断比率のいずれかが一定基準（早期健全化基準、財政再生基準）以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。以下、各比率を個別に説明する。

ア 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

ウ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものといえる。

当該年度を含めた3ヶ年の単年度比率の平均により算出する。

実質公債費比率＝

$$\frac{\text{(地方債の元利償還金＋準元利償還金)} - \text{(特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \text{の3カ年平均}$$

エ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものといえる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

(2) 資金不足比率

公営企業会計における経営の健全性を判断するにあたり、公営企業会計ごとに資金不足比率の算定を行う。比率が経営健全化基準以上となった場合には、当該企業は経営健全化計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

資金不足比率は、資金の不足額の事業の規模に対する比率で、公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものといえる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$